

平成27年12月 1 日

入札参加資格者 各位

門真市総務部法務監察課

建設工事における建設事業者の社会保険加入促進について（お知らせ）

門真市では、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るため、社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。以下同じ。）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、建設業者の社会保険の加入促進に段階的に取り組むこととしましたので、お知らせします。

記

1 加入状況の確認対象となる社会保険

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく**雇用保険**
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく**健康保険**
- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく**厚生年金保険**

2 平成28年4月1日からの取組

(1) 元請業者

平成28年4月1日以降に発注する全ての建設工事の案件について、社会保険の加入を入札参加に必要な資格とします。（指名競争入札及び随意契約を含む。）

ア 社会保険加入状況確認方法

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審通知書」という。）の「その他の審査項目（社会性等）」の欄により確認します。

イ 経審通知書において社会保険未加入の場合の取扱い

経審通知書において、いずれかの社会保険の加入の有無について「無」とされている場合、次の書類により確認します。なお、市が指定する期日までに書類の提出がない場合は、入札を無効とします。ただし、法令により適用が「除外」とされる事業者は除きます。

(㊦) **健康保険及び厚生年金保険**

年金事務所発行の「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書」

(㊧) **雇用保険**

公共職業安定所発行の「雇用保険適用事業所設置届事業主控」

ウ **社会保険に関する誓約書**

落札候補者等は、社会保険に加入していること等について誓約する書類を提出していただきます。

3 **平成29年4月1日からの取組**

平成29年4月1日以降に発注する建設工事の案件のうち、下請契約を締結する全ての案件で、全ての下請業者の社会保険加入状況について確認しますので、ご注意ください。